

公正取引委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔令和4年6月6日
公正取引委員会〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、公正取引委員会が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、公正取引委員会が行う全ての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、公正取引委員会の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、公正取引委員会の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す¹。

¹ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①「ZEB」（100%以上削減）、②「Nearly ZEB」（75%以上100%未満削減）、③「ZEB Ready」（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④「ZEB Oriented」と定義している。

3. 電動車の導入

公正取引委員会の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた公正取引委員会のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに公正取引委員会で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

6. 用紙類の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2030年度までに概ね20%以上削減する。

7. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2030年度までに概ね10%以上削減する。

8. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2030年度までに概ね10%以上削減する。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

公正取引委員会が庁舎等を新築する場合は、当該建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 今後予定する新築事業

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ア 空調設備について、公正取引委員会で独自に調達又は更新する場合には、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、庁舎管理官庁に協力して、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- イ 冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、庁舎管理官庁に協力して、補修その他の必要な措置を講ずる。

(3) 冷暖房の適正な温度管理

公正取引委員会で独自に、又は庁舎管理官庁に協力して、庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

(4) 水の有効利用

- ア 公正取引委員会で独自に、又は庁舎管理官庁に協力して、節水トイレの設置に努める。
- イ 公正取引委員会で独自に、又は庁舎管理官庁に協力して、給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置するよう努める。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

公正取引委員会の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

(2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る2030年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機を積極的に活用する。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ ガソリンを満タンにしない。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑦ 毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する霞が関ノーカーデーを実施する。
- ⑧ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑

制する。

(3) LED照明の導入

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(4) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までに公正取引委員会が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

(5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る2030年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① コピー用紙の年間使用量について、各部局単位などで把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類のページ数や部数について、必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ⑤ 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのモデル化を図る。
- ⑥ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑦ 電子決裁の推進を図る。

(6) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。

イ 合法木材、再生品等の活用

合法性が証明された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の使用に努める。

(7) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関

する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際は、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る2030年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る2030年度の目標達成に向けて、公正取引委員会で独自に、又は庁舎管理官庁に協力して、以下の措置を講じる。

- ① O A 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ④ 発熱の大きいO A 機器類の配置を工夫する。
- ⑤ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑥ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑦ 施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入するよう努める。
- ⑧ 冷蔵庫の効率的使用を図る。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る2030年度の目標達成に向けて、公正取引委員会で独自に、又は庁舎管理官庁に協力して、以下の措置を講じる。

- ① 水漏れ点検の徹底を図る。
- ② 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

(2) ごみの分別

- ① 各階ごとの廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

- ② 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② 用紙類の使用量を、2013年度比で、2030年度までに概ね20%以上削減する。(再掲)
- ③ 各階ごとの廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。(再掲)
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。(再掲)
- ⑤ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑥ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑦ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑧ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

- ① 水曜日・金曜日の定時退庁日、完全定時退庁日など計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。また、17時15分以降の会議の開催は自粛する。
- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底や、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③ テレワークの推進を図る。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① イン트라ネット等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ② 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、「公正取引委員会地球環境問題対策推進委員会設置要領について」(平成17年事務総長通達第17号)に基づき設置されている、公正取引委員会地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)において実施するものとする。

(1) 委員の構成

(委員長) 官房総括審議官

(委員長代理) 官房総務課長

(委員) 官房人事課長、官房国際課長、経済取引局総務課長、経済取引局取引部取引企画課長、審査局管理企画課長、審査局犯則審査部第一特別審査長、官房総務課会計室長

(2) 本計画の推進、評価及び点検の管理総括は委員長が行う。

- (3) 委員会事務局は、適宜、電力・ガス・燃料等の使用量を基に、本計画の進捗状況を把握し、委員会に報告するとともに、必要に応じ、メール等にて職員に周知する。
- (4) 委員長は、本計画の目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。
- (5) 本計画の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じ公表する。
- (6) 委員会事務局は、官房総務課会計室において行う。

VII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

【公正取引委員会全体】

公正取引委員会温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標 (13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO ₂	43,034	18,399	17,214	-60%	
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	1,136,843	1,292,838	572,725 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO ₂	1,028,518	1,279,586			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	811,140	984,595	279,592 (基礎)	-66% (基礎)
		調整後排出係数使用	kg-CO ₂	702,815	971,343		
		(電気使用量)	kWh	2,023,620	2,111,178	1,821,258	-10%
		(基礎排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.401	0.466	0.153 (基礎)	-0.248 kg-CO ₂ /kWh
		(調整後排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.347	0.460		
電気以外	kg-CO ₂	325703	308,244	293,133	-10%		
その他		kg-CO ₂	0	0	0	-	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	1,179,877	1,311,237	589,939 (基礎)	-50% (基礎)	
	調整後排出係数使用	kg-CO ₂	1,071,552	1,297,985			

公正取引委員会温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）		%	—	50
公用車に占める電動車の割合		%	65.0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合 ²⁾		%	—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0 (2019 年度)	60

²⁾ 2020 年度「照明設備の設置状況調査」の対象外である。

【本局】

公正取引委員会本局の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO ₂	34,145	11,651	13,658	-60%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	950,656	1,094,823	478,742	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO ₂	855,432	1,083,970	(基礎)	(基礎)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	666,566	846,567	223,061	-66%
		調整後排出係数使用	kg-CO ₂	571,342	835,713	(基礎)	(基礎)
		(電気使用量)	kWh	1,763,401	1,808,904	1,587,061	-10%
		(基礎排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.378	0.468	0.141	-0.237
		(調整後排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.324	0.462	(基礎)	kg-CO ₂ /kWh
電気以外	kg-CO ₂	284,090	248,257	255,681	-10%		
その他		kg-CO ₂	0	0	0	-	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	984,800	1,106,474	492,400	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO ₂	889,577	1,095,621	(基礎)	(基礎)	

公正取引委員会本局の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	—	50
公用車に占める電動車の割合		%	84.6 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合 ³⁾		%	—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0 (2019 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入の推進
- ② 次世代自動車の導入と公用車の効率的な運用
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつなげる効率的な勤務体制の推進
- ④ 用紙類の使用量の削減

³⁾ 2020 年度「照明設備の設置状況調査」の対象外である。

【地方事務所・支所】

公正取引委員会地方事務所・支所の温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO ₂	8,889	6,748	4,444	-50%	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	186,188	198,015	93,094	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO ₂	173,087	195,616	(基礎)	(基礎)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	144,575	138,028	55,642	-62%
		調整後排出係数使用	kg-CO ₂	131,473	135,629	(基礎)	(基礎)
		(電気使用量)	kWh	260,219	302,275	130,110	-10%
		(基礎排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.556	0.457	0.428	-0.128
		(調整後排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.505	0.449	(基礎)	kg-CO ₂ /kWh
電気以外	kg-CO ₂	41,613	59,987	37,452	-10%		
その他		kg-CO ₂	0	0	0	-	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO ₂	195,076	204,762	97,538	-50%	
	調整後排出係数使用	kg-CO ₂	181,975	202,364	(基礎)	(基礎)	

公正取引委員会地方事務所・支所の温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)		%	—	50
公用車に占める電動車の割合		%	28.6 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合 ⁴⁾		%	—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	0 (2019 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入の推進
- ② 次世代自動車の導入と公用車の効率的な運用
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつなげる効率的な勤務体制の推進
- ④ 用紙類の使用量の削減

⁴⁾ 2020 年度「照明設備の設置状況調査」の対象外である。

○推進体制

1. 地方事務所・支所の推進体制

- ① 対策の実施責任者は、官房総括審議官とする。官房総務課会計室長は、これを補佐する。
- ② 官房総務課会計室長は、地方事務所・支所の温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握して、公正取引委員会地球問題環境推進委委員会に報告するとともに、地方事務所・支所にフィードバックする。

2. 各地方事務所・支所の推進体制

- ① 対策の実施責任者は、地方事務所長又は支所長とし、対策の徹底を図るため地方事務所又は支所内の課長で構成される委員会を設置する。
- ② 地方事務所・支所総務課において、電力・ガス・燃料等の使用量を基に、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、官房総務課会計室長及び①の委員会に報告するとともに、必要に応じ、メール等にて所内職員全員に周知する。
- ③ 地方事務所長及び支所長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、所内関係課にソフト対策の強化を指示する。